

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

正予算
 議案第八号
 遠賀町農業共済事業特別会計補
 正予算

農村集団
 自動電話

昭和41年第一回定例議会開催

会期十二日間

遠賀町第一回定例町議会は、去る一月二十八日招集され、二月八日まで会期十二日間をもって次の議案が審議されました。

議案第一号

昭和三十九年度遠賀町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

(地方自治法の規定により、歳入歳出決算の認定を求めたものです。)

議案第二号

遠賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第三号

遠賀町一般職各員の給与に関する条例の一部改正について
 (以上第二、第三号議案は、昨年八月十三日の人事院勧告に基づいて、報酬及び給与等の条例改正を行ったもの)

議案第四号

大字、字区の変更にについて

(国土調査実施に基いて、大字鬼津、今古賀、広渡の大字界の一部変更及大字島津の字界の一部変更を行なうもの)

議案第五号

昭和40年度遠賀町一般会計補正予算

議案第六号

昭和40年度遠賀町国民健康保険特別会計補正予算

議案第七号

遠賀町簡易水道事業特別会計補正予算

「町民の生命、財産の 防災に万全を期す」

昭和41年消防団出初式挙行

遠賀町消防団は、去る1月15日午前9時より、島門小学校々庭において、団員一四〇名が出動して出初式を行いました。

当日は県並びに郡内各町の消防関係者、及び町内来賓多数の参列のもとに、団員の終始キビビシした動作による、分列行進、小隊訓練、ポンプ操法等の訓練を披露し町民の生命、財産の治安維持について心強さを与えました。

なお引続き、優良団員、永年勤続団員の表彰及び防火宣伝功労者の感謝状授与が行なわれ、無事出初式を終了した。

○消防庁長官賞(退団者)

石松博明、大角好徳

○永年勤続者

(県消防協会長賞)

石松俊彦、柴田信和、加藤幸敏
 加藤清彦、吉田 猛、植木友行
 井口一美

○優良団員

(県消防協会長賞)

添田仁親、隅屋政雄、高崎 均
 高崎正範、杉 淳、江藤和良
 大場啓太郎、石松正実

○優良団員

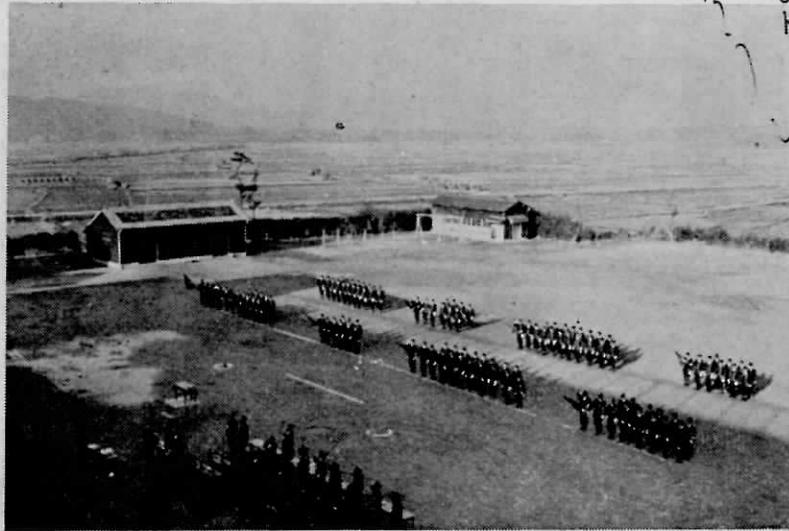
(消防協会遠賀支部長賞)

吉浦勝嘉、井口 満

○防火宣伝功労者

(遠賀町長賞)

尾崎子供会、東町子供会



(整然たる本町消防団の出初式)

昭和41年度

町民税県民税の申告について

- ① 提出期限及び提出場所
3月22日まで 役場事務係
なお3月15日までならばこの町
県民税の申告書に限り区長に提
出されても結構ですが記載洩れ
や添付書類に不備のないように
注意下さい。もし記載事項に不
備がある場合は役場事務係まで
出向いていただくこともありま
すのでこの点御承知下さい。

- ② 申告をしなればなら
ない人
昭和41年1月1日現在当町に住
民登録及び配給登録等の有無を
問わず住所(生活の本拠)があ
り、昭和40年中の所得金額の合
計額が9万円以上ある人は申告
をしなければなりません。
(5万円以下でも申告書の送付
を受けた人は申告をしていただ
きます。)
- ③ 町県民税は……前年の所
得(昭和40年1月1日から12月
31日までの1年間に得た所得)
に対して課税されますので40年
中の所得について申告下さい。
- ④ 所得とは……昨年1年間に
あげた収入金額から、その収入
をあげる為の必要な経費(生
活費は含みません)
を差引いたものです。

- ⑤ 給与所得者で申告しな
ければならない人
給与所得者は通常の場合申告を
する必要はありませんが、次の
ような特別の人は、申告をしな
ければなりません。
(イ) 給与所得の他に地代、家賃
配当、農業、営業、恩給、退
職所得などの給与以外の所得
がある人
(注) 所得税の確定申告では、
これらの給与以外の所得が5
万円以下であれば申告の必要
がありませんが、町県民税に

ついては、5万円以下でも申
告しなければなりません。

- (ロ) 本年1月1日現在給与の支
払いを受けている人で勤務先
より当町役場に給与支払報告
書の提出のない人。
(給与支払報告の提出の有無
については、勤務先の給与担
当者又は役場事務係にお尋ね
下さい。)

- (ハ) 昭和40年中に中途就職し、前
職で給与所得のある人で所得
税の年末調整を受けていない
人。
- (ニ) 昭和40年中に給与所得のあ
る人で昭和40年中に退職した
人。

- (ホ) 雑損控除や医療費控除を受
けようとする人。
- ⑥ 申告書の送付を受けて
申告義務のない人
(イ) 学生、未成年、障害者、寡
婦、老年者(65才以上)又は
昭和40年中の所得金額がわず
かのため申告義務のない場合
でも、その理由を具体的に記
入の上税務担当者に提出下さ
い。

- (ロ) 転出されている場合は、関
係者にお知らせ下さい。
- ⑦ 申告書の送付を受けて
いないが申告しなけれ
ばならない人
該当者は役場事務係に請求の
上申告下さい。
- ⑧ わからないうとき
申告書の書き方などについて
わからないときは、税務担当者
にお尋ね下さい。
なお、お尋ねになる時は申告
書には住所、氏名、生年月日、
扶養控除等のわかる範囲は必
ず記入し必要書類を持参下さ
い。

- ⑨ 申告書の送付について
申告書は、世帯別に取りま

めて、申告義務があると思われる
人に送付していますが、送付
を受けた人が単なる名義人(特
に農業所得の場合など)注意のこ
さい。

所得税の確定申告及び

事業税の申告について

① 申告期限

- (イ) 所得税の確定申告
3月15日(火)まで
- (ロ) 事業税の申告
3月22日(火)まで

② 遠賀町役場での受付日

時
本町役場で若松税務署、**郵務**
財務事務所係官米庁の上所得税
の確定申告、事業税の申告及び
個人の町県民税申告を左記日時
に共同受付を行います。
受付当日は、会場が大変混雑し
ますので申告書の住所、氏名、
職業、電話番号欄はもちろん、
裏面の配偶者控除、扶養控除欄
の氏名、続柄、生年月日は必ず
記入しておいで下さい。

と)等である場合は間違いで
から実際の所得者で申告して下
さい。

④ 確定申告をすれば税金 が戻る人

- (イ) 昭和40年中の配当や原稿料
などの収入が少なく、そのほ
かの所得も多くない人。
- (ロ) 給与所得や、退職所得のあ
る人で雑損控除、医療費控除
又は寄付金控除を受けること
ができる人。
- (ハ) 給与所得者で昭和40年中

月 日	受付時間	所得税確定申告	事業税
2月24日(木)	9時30分～15時	○農業関係	なし
2月25日(金)	〃	○農業関係	なし
3月1日(火)	〃	○営業その他	○
〃 2日(水)	〃	○営業その他	○
〃 18日(金)	〃	なし	○

○印は受付日

⑤ 確定申告をしなければ ならない人

- (イ) 昭和40年中の所得金額が、
「二七、五〇〇円+配偶者
控除額+扶養控除額」より多
い人は申告しなければならま
せん。
- (ロ) 給与所得のみの所得者は、
申告する必要がありませんが

途で退職し、その後就職しな
かったため、年末調整を受け
なかった人。
(ニ) 予定納税をしている人で、
申告納税額が予定納税額より
少ない人。

「家庭の日」実施にご協力を

—— 毎月第3日曜日 ——

次の世代を背負う青少年の健全な成長を心から願わないものは、誰一人としておりません。

このような願いに反して日々報道される暗いニュースは、一体どうしたことででしょうか。

いままじかに私達親と名のつくものが家庭をふりかえって眺めて

我等の試験田 (一)

昭和四十年産米については異常天候下色々な障害がありました。が、各位の御努力が平年作以上の成績を収めましたことを共々喜んでおられます。

水稲品種比較試験

(浅木青壮年グループ)

出穂開花期に冷温多雨の気象的変化を来し、平均気温で二度、四度低目であったため、出穂が例年より十日〜二週間遅れた。特に品種間では、出穂において九月五日頃を境に早生型の品種ほど粘実歩合がよく、晩生種ほど青米や、くす米が多かった。

2 生育初期に於いてはやや徒長気味であったが、七月下旬以降の高温多照で草丈、莖数とも回復

見ますと、親子が常に揃って団らんすることは、あたりまえの事でしょうが、そのあたりまえの事ができないのです。

それも戦後の新しい困りごと、地域社会のめまぐるしい変動、私達の意識しない間にほんとうに多忙になっていきます。そして二重、

3 病虫害の防除については、特に防除回数を目にしたので、イモチ病、モンガレ病や、害虫の

昭和四十年年度水稲品種比較試験成績表 (浅木)

品種名	田植期	草丈	莖数	出穂期	一坪当り生粒重	摘	要
品名	月日	種	本	日	匁		
ホウヨク	七、一	八六	二二九	一六	八一〇		穂数型の品種で、多肥栽培や肥沃地に適す
アリアケ	七、一	九五	一七九	一七	七六八		中間型で、山ろく一般平坦地に適す多肥栽培には倒伏の恐れあり
シラスイ	七、一	八〇	一七九	一五	七八五		穂数型の品種で、栽培はホウヨクに準ず、イモチ病に弱く腹白多い
ハヤトモ	七、一	一一〇	一五九	一八	八一八		穂重型で倒伏しやすい、白葉枯病に強く秋落帯に適す

野焼き実施について

火入れ日時は事前に連絡下さい

畦畔、堤防や原野等の野焼きについては、病虫害の根源死滅、草生改良、及び供水対策の一環として現在野焼きを実施中ですが、各地に火災ひんぱんの折柄、各位の御協力をお願いいたしますと共に火入れ日時については役場の方に事前にお連絡の方願います。

1 野焼き実施期間
二月一日より 二月十五日まで

2 実施場所

- (イ) 主要河川の堤防及び護岸
- (ロ) 排水水路の護岸、農道のノリ敷、畦畔
- (ハ) その他原野等で病虫害の棲息源と思われる場所

3 実施地域

水田地域及び周辺の長狭物とし、受持ちは各部落の慣例で行なわれている区域

4 注意事項

- イ 民家、ワラ積、鉄道、電線及び電柱等は特に留意し類焼の恐れがある場合は中止する。
- ロ 気象的に火災警報発令中及び風速が強い場合は中止する。
- ハ 火入れ責任者は最後まで現場から離れず、目的終了後は火の後始末を完全にします。
- ニ 火入れ時においては、地元消防団の協力を求め、消火機動力を待機させる。

三重の家庭外の活動を余儀なくされております。

青少年が「善」でのびるか悪」でのびるかは、学校教育や地域社会のもつ環境が全てを支配するものでなく、家庭こそ本当の温床であると言われています。

親子が肌をふれ合い、お互いの愛情をたしかめ合い、その間世のズレをためし合いながら生活をすることが必要であり、それが社会を明るくする基礎の条件でもあります。

被害をまぬかれた。又九月中旬の航空防除も効果があった。

4 九月上旬・中旬の低温の悪影響は十月以降の高温多照により、作況は回復し、収穫期の遅延と共に収量に好結果をもたらした。

こうして社会の底辺でもあり最高の条件でもある「一家庭らん」を前提とする「家庭の日」が制定された次第です。

なお、市町村や機関団体においても、行事等の開催にあたっては「家庭の日」の趣旨を考慮して第三日曜日、できるだけさけるよう努めておりますので「家庭の日」の実行と推進に、町民ごとうご協力をお願いします。

遠賀町青少年問題協議会

副田財氏談 昨年は苗代期より不順な天候で、随分心配もしましたが予期以上の成果を収めました。ただ品種試験等を通じて肥料が少し足りなかつたような感じがします。

今月の税金

固定資産税第四期分

一、納期限 二月二十五日
期限内に納めましょう

課税台帳を確かめましょう

固定資産課税台帳の縦覧

3月1日～3月22日

昭和41年1月1日現在の調査に
基いて、昭和41年度の固定資産課
税台帳を税務係で現在整理中であ
りますが、左記のとおり関係者の
縦覧に供しますので、おしらせし
ます。

縦覧の期間

3月1日～3月22日
毎日午前8時30分から午後5
時まで(土曜日の午後及び日
曜祭日は除く)

縦覧の場所

遠賀町役場財務課税務係

なお、台帳の内容については、異

畜産技術練習生の募集について

畜産経営の改善、伸展のため第
一線に活躍する指導者を養成する
事を目的として、本県の地域の特
殊性に即応する実務の習熟を自途
し実習に力を注ぎ、応用力を養う
ため必要とする学習を加えること
によって修業者が直ちに本県の農
業経営の改善、あるいは畜産の生
産性向上に貢献することを期して
四十一年度の畜産技術練習生を募

記

一、受付期限 三月二十四日まで
一、入所試験 三月二十五日
一、場 所 福岡県畜産技術員
養成所
なお願書等くわしくは役場まで
問い合わせ下さい。

衛生だより

成人病検診実施について

成人病予防のため二月末より三
月中旬に検診を実施します。
検診日時は区長を通じ別紙回覧
します。

実施は一日に二部落各部落の公
民館に於いて

医師 遠賀保健所
検診料金
遠賀町国民健康保険加入者は無料

虫歯予防(ふっそ塗布)

社会保険その他の者は実費五〇円
実施について
虫歯予防のため左記により薬を塗
布します。
日時一回目二月十日一時～二時
二回目二月十七日一時～二時

場所 役場
実施 遠賀保健所
該当者 6才未満(生活保護家庭
の幼児)
料金 無料

所得税、事業税等の申告書

記載要領説明会開催について

昭和40年の所得税及び事業税の
確定申告書の記載要領説明会を次
のとおり開催しますので、昭和40
年中に所得があつて、申告を必要
とされる方は是非出席されますよ
うお知らせします。
一、日時 2月19日 10時～正午
二、場所 遠賀町公民館別館
三、説明 若松税務署及び財務事
務所係員

社会人に成られる人の為に

国民年金とは

国民年金は老後の所得保障や、
不慮の災害、夫と死別して母子家
庭などとなった場合にそなへて、
毎月三十五才未満の人は百円、三
十五才以上の人は百五十円の保険
料を納める事により生活の安定を
はかる制度です。ところで誰もが
国民年金に加入できるかと言え
ば、そうではありません。現在す
でに就職して職場で厚生年金
や共済組合などの年金制度に加入
している人は加入できません。し
たがって他の公的年金制度に関係
のない農業とか商業、個人病院、
家事手伝又は五人未満の個人経営
者や従業員などの方、現在なんの
年金にも加入していない人で二〇
才から六〇才までの人であれば、
すべて加入しなければなりません。

加入手続は役場社会係で簡単に
出来ます。

ニューカッスル病と雛の導入について

福岡県下各地でニューカッスル
病が発生し非常に危険な状態が続
いています。愈々入雛期を向え各
地より雛の購入がなされるものと
想像されますが、発生地区からの
移入は禁止されていますが、周辺
地区よりの雛の導入は危険性があ
りますので左記の事に十分注意下
さい。

記

1 別記発生地区周辺よりの導入は
十分注意するとともに、遠隔地
では発生状況がわかりにくいので
家畜保健所等とも連絡をとっ
て導入する。
○筑後市、久留米市、柳川市、
三藩市、福岡市、粕屋郡久山
町、八女市、八女郡広川町、
田川市、嘉穂郡嘉穂町
○大分県豊後高田市
○愛知県豊橋市
○佐賀県鳥栖市
○神奈川県
○東京都

公売公告

一、公売の目的
滞納町税整理のため右
差押物件を公売する。
一、公売の日時及び場所
昭和四十一年二月十五日
九時
遠賀町役場 税務係
一、公売の方法
競争入札
一、公売物件
電話 遠賀川局五番
テレビ 一台(ゼネラ
ル一四吋型)
一、その他
詳細については役場税
務係にお問合せ下さい。

一、公売の目的
滞納町税整理のため右
差押物件を公売する。
一、公売の日時及び場所
昭和四十一年二月十五日
九時
遠賀町役場 税務係
一、公売の方法
競争入札
一、公売物件
電話 遠賀川局五番
テレビ 一台(ゼネラ
ル一四吋型)
一、その他
詳細については役場税
務係にお問合せ下さい。